

<p>渡部純三局長</p>	<p>御起立願います。礼。御着席ください。</p> <p>総会の開会に先立ちまして、先の人事異動に伴い、事務局職員に異動がございましたので、御報告いたします。</p> <p>私は、このたび農水振興課から参りました事務局長の渡部純三でございます。</p> <p>続きまして、事務局から転出・転入となりました職員を御紹介させていただきます。</p> <p>まず、転出となった職員を御報告いたします。農業委員会事務局、徳本貴久局長が都市整備部副部長に、転用・調整班の西本祐奈主事が市民税課に、それぞれ転出いたしました。</p> <p>次に、転入となった職員を御紹介いたします。道路河川整備課から伊賀上大輔副主幹が転用・調整班に配属されました。</p> <p>各地区の担当につきましては、令和4年度・地区担当表にて御確認いただけたらと思います。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>御報告は以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、ただ今より第219回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、道後地区の烏谷委員と東中島地区の山口委員のお二人をお願いいたします。また、地元説明のため、難波地区の荻山推進委員と石井地区の戒能泰隆推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号の9件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>

西山昌宏副主幹

それでは、第1号議案から御報告いたします。

5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。

1番、本件は、農地法により、平成8年3月6日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。

離作補償は無いとしております。

続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。

令和4年2月26日～令和4年3月25日までに専決処理した案件は4条届出が8件、5条届出が21件で届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案第4号を御報告いたします。

1番、本件は、農地法により、平成16年10月8日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

2番、本件は、強化促進法により、令和3年8月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、強化促進法により、第三者に農地利用権を設定するとしております。

離作補償は無いとしております。

3番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

4番、本件は、農地法により設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

<p>寺井克之会長</p>	<p>離作補償は無いとしております。 以上でございます。</p> <p>議案第1号～第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>
<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>恐れ入ります。議案書への加筆をお願いいたします。 議案書13ページをお願いいたします。 番号25番、難波地区の川端さんから清水さんへの案件で、右から4列目の譲受人経営面積の欄に、4,142と記入をお願いいたします。 それでは、御説明いたします。 お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。 1番、2番、3番、4番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約217アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 5番、6番、7番、8番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p>

9番、譲受人は、農地約42アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、11番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12番、譲受人は、農地約54アールを耕作する農家でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、譲受人は、農地約43アールを耕作する農家でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

14番、譲受人は、農地約23アールを耕作する農業適格法人でございます。

この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アールを超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

15番、16番、20番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、浮穴地区と久谷地区の申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

17番、18番、19番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約20アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アールを超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

21番、譲受人は、農地約192アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図る

ものでございます。

22 番、23 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約 226 アールを耕作する農業適格法人でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

24 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

25 番、譲受人は、農地約 41 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

26 番、譲受人は、農地約 71 アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

27 番、譲受人は、農地約 138 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

28 番、譲受人は、農地約 179 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

寺井克之会長

事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

新規農業の案件は 10 件で、5 番、6 番、7 番、8 番が併用案件、10 番、11 番が併用案件、15 番、16 番、20 番が併用案件、最後に 24 番であります。

許可後の経営面積が 30 アールを超える案件は 4 件で、14 番、17 番、18 番、19 番ですが、17 番、18 番、19 番は併用案件であります。

5 番、6 番、7 番、8 番は併用案件で、所在地が伊台地区でありますので、烏谷委員から説明をお願いします。

<p>鳥谷陽一郎委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、上高野町に住まわれており、新規就農研修を受講し、今回、新たに農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農業に対する意欲も充分見受けられることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、10番、11番は、併用案件で、所在地が小野地区でありますので、宮内委員から説明をお願いします。</p>
<p>宮内祥二郎委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、北梅本町に住まわれており、新規就農研修を受講し、今回、新たに農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農業に対する意欲も充分見受けられることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、14番は所在地が久米地区でありますので、戒能豊和委員から説明をお願いします。</p>
<p>戒能豊和委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、久米地区にて米を生産し、農業経営安定、規模拡大のため、新たに農地を取得し、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでも</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>ありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>次に、15番、16番、20番は併用案件で、所在地が浮穴と久谷地区でありますので、阿部委員から説明をお願いします。</p>
<p>阿部和孝委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、浮穴地区と久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、17番、18番、19番は併用案件で、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区の農地を取得し、規模拡大をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>最後に、24番は、所在地が難波地区でありますので、荻山推進委員から説明をお願いします。</p>

<p>荻山民之推進委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました 24 番の案件について、申請人は難波地区に居住し、この度、両親が所有する難波地区の農地について贈与を受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>申請人は、以前から農業経営に携わっており、営農に関する知識も充分あり、今後も真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 6 号、「農地法第 4 条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1 番、本件申請人は、議案書記載の内容にて自己住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は松山市役所久谷支所からおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。</p> <p>2 番、本件申請人は、農地約 299 アールを耕作する農業者であります。</p> <p>この度、近隣の会社より露天資材置場・露天駐車場として貸して欲しいとの要望により、本申請地を貸露天資材・貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は伊予鉄 福音寺駅からおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の</p>

	<p>補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>2番は、所在地が石井地区で、1,000平米を超える案件ですので、戒能泰隆推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>戒能泰隆推進委員</p>	<p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件申請人は、農業をしておりますが、露天資材置場・露天駐車場を必要とする法人から賃貸の要望があり、また、高齢のため農地の管理・耕作を続けることが困難であることから、今般、貸露天資材置場・貸露天駐車場として転用したいと考え、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>

船草康司副主幹

それでは、御説明いたします。

1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、石・タイル・レンガ・ブロック工事業及び売電業を主な業務とする法人でございます。

この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、運送業及び土木造園工事業を主な業務とする法人であります。業務の付帯事業として、鋼土や真砂土の採取を行っております。

近年、土木工事業の増加に伴い、工事に使用する鋼土等の需要が増加し、新たな収入として、鋼土等の販売を計画しておりますが、既存の事業敷地には置場が無く、業務に支障をきたすことから、今般、本申請地を取得し、鋼土・真砂土・トレーラ置場等の露天資材置場・露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、市内大橋町に居住しております。

受人の夫が経営する「有限会社拓南自動車」は申請地北側で自動車の修理・整備

を行っておりますが、整備車両の増加に伴い既存の事業敷地が手狭で業務に支障をきたしているが事業資金等の関係から、今般、本件受人が申請地を取得し 40 台分の露天駐車場として転用した後、「有限会社拓南自動車」に 32 台分を貸出し、残りは近隣に勤務する方等に貸し出す、貸露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6 番、本件受人は、食肉並びに食品加工品販売業を主な業務とする法人であります。

近年、好調な事業量の増加により既存の工場が手狭になってきている中で、2020 年 6 月に改正食品衛生法が適用され、これに対応すべく既存工場の改良を検討したところ、工場の稼働を停止することになり業務に支障をきたすことから、この度、既存工場に隣接する本申請地を取得し、新工場を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7 番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人であります。

事業量が増加するなかで、既存の資材置場が無く、何かと業務に支障をきたしているため、今般、本申請地を賃借し、露天駐車場・露天資材置場として使用したく、本申請に至ったものであります。

なお、本件申請地は平成 15 年頃より農地法の許可を得ず、露天駐車場・露天資材置場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

8 番、本件受人は、両親と同居し、農地約 67 アールを耕作する農業後継者でござ

	<p>います。</p> <p>今般、議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>9 番、本件受人は、土木工事業、売電業を主な業務とする法人でございます。</p> <p>この度、売電事業の拡張のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は J R 柳原駅からおおむね 500 メートル以内に位置することから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>10 番、本件受人は、土木工事業、売電業を主な業務とする法人でございます。</p> <p>この度、売電事業の拡張のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設と付帯する露天資材置場を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は松山市役所栗井出張所からおおむね 500 メートル以内に位置することから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>4 番と 5 番と 6 番は、いずれも所在地が久谷地区で、1,000 平米を超える案件ですので、3 件続けて平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区で工事業・運送業を営む法人であります。</p> <p>現在、ため池の改修工事等に必要な真砂土等の販売を行っていますが、需要に対</p>

	<p>応できる置場が無い場合、今般、露天資材置場と駐車場を確保しようと申請に及んだものであります。</p> <p>被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、5番でございます。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区の会社役員であります。</p> <p>自身の経営する会社で駐車場が不足していますが、会社として駐車場を用意するのは資金的に難しいことから、今般、申請人が貸露天駐車場として転用するべく申請に及んだものであります。</p> <p>被害防除についても、きちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、6番でございます。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区で食品加工業を営む法人であります。</p> <p>既存工場が手狭ななかで、食品衛生法の改正に対応するべく、工場の新設に至ったものであります。</p> <p>被害防除についてもきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>9番と10番は、所在地が河野地区と栗井地区で、1,000平米を超える案件ですので、2件続けて中川委員から説明をお願いします。</p>
中川均委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました9番の案件について、譲受人は、主に土木建築業を営む法人ですが、以前から安定した収入を確保するために太陽光発電による売電事業に取り組み、業務の拡大を続けております。</p> <p>この度、日照条件等に優れた当該申請地について譲渡の話がまとまり、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了</p>

	<p>承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p> <p>10番の案件についても、同様の会社でございまして、説明内容は先ほどの9番と同じでございますので、詳しい説明は省略させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「令和4年度第1号農用地利用集積計画」について議題とします。それでは、事務局から説明をいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件64件の内、使用貸借権の設定は74筆、賃借権の設定は106筆、所有権移転が2筆で、設定総面積は、14万6,467.39平米です。</p> <p>その内訳は、新規が8筆、更新が169筆、再設定が3筆、売買が2筆となっております。</p> <p>番号36の譲受人は、約142アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号38の譲受人は、約230アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号62の譲受人は、約83アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定</p>

	<p>し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 64 の譲受人は、約 77 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 4 年 4 月 18 日となっております。以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 8 号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和 4 年 2 月 26 日～令和 4 年 3 月 25 日までに専決処理した案件は 27 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 9 号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p>

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。
以上で、本日の提出議案9件の審議は、全て終了いたしました。
次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。

住田英俊主幹

事務局から説明が2点ありまして、1点目ですが、令和2年度に閣議決定された、「第5次男女共同参画基本計画」において、農業委員に占める女性の割合を令和7年度までに30%を目指すこととされております。県の目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用について、複数の登用としていることから、次回改選では、松山市農業委員会の女性の登用目標は、2名以上となっております。

このことから、女性認定農業者へのリーフレットの送付や農業者が組織する団体、その他関係者に対し、農業委員等の候補者となり得る女性への推薦依頼などを行っていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましても、女性登用への御理解を深めていただき、登用に向けた推進活動に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、2点目ですが、「農業委員会活動記録ノート」についてです。

先週、皆様にお送りしておりますが、今年度からの変更点についてお話しします。

農林水産省より2月に「農地の利用の最適化活動の推進」について新しいガイドラインが示されました。毎年、最適化活動の推進に向け「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」の各項目について事業計画を策定していますが、今年度から農業委員の担当地区に対し、個別に「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」の成果目標を設定し、さらに委員の皆様には、「活動目標」として活動日数を設定させていただくとともに、その点検・評価を行うこととなりました。

国が示した新たなガイドラインですが、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」の成果目標については、委員皆様の活動の結果がすぐに反映されるのではなく、地域の特性、農業者個人の事情も様々であり、農地所有者の意向は常に流動的で、農地の状況は一定ではありません。

これらのことから、地域の成果目標が結果として至らなくても、現在のところ、国から何らかしらのペナルティーを受けることはありませんので、各委員の皆様は、担当地区での目標の達成にこだわることなく、柔軟な考え方で対応していただければと思います。

しかしながら、ここからが重要な点ですので聞いてください。

国が最も重要視している点は、委員の取り組み状況であり、委員の「活動目標」に挙げられている活動日数です。

国は、活動日数について8日～12日を標準と示していることから、委員の皆様には、月の活動目標を8日以上として活動に取り組んでいただきます。

さらに、活動の取り組みを記録するために、「農業委員会活動記録ノート」の活動記録簿に、毎月8日以上活動記録を記入していただき、農業委員会へ毎月提出をお願いします。

次に、どのようなことを活動記録簿に書くのかと言いますと、日々の「農地の見守り」や「仲間への声掛け」の活動で、例えば、普段の生活の中で、知り合いの農業者と挨拶を交わす機会が多々あると思います。それが道端であったり、地域の寄り合いであったり、いろいろな場面が想定されます。

このような機会をとらえ、立ち話し程度でも構いません、後継ぎの話や、今後の農地の貸し借りの話や、イノシシなどの鳥獣被害の話、遊休農地の話など、情報収集をしていただいた内容や、相手から相談を受けた内容について記録してください。

また、同じ内容を同じ農業者の方に、日を替えて、期間をおいて話していただくことは、農業者の意識を高めるとともに、皆様の活動日数の確保にも繋がりますのでお願いします。

なお、話す時間が1分、2分であったとしても、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」に関係するものであれば、その日の1日の活動となりますので記録をお願いします。

また、事務局との打ち合わせや情報共有、地域の寄り合いで話を取り上げてもらう、または、会の終了後に参加者に少し話をしたとか、定期的に担当地区の農地の見回りをした、自分の圃場までの行き来で、農地の耕作状況などの確認などをしたなど、普段の何気ない行動が活動に該当することとなりますので、こまめに記録をお願いします。

なお、5月27日に開催予定の農業委員会全体総会において、事業計画の説明を行

いますので、改めて御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次回の総会の日程についてです。来月の第220回総会は、5月10日、火曜日の午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。よろしくお願いいたします。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第219回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時16分閉会